

介護保険・障害福祉サービス事業所における 感染症対策

項目		参照ページ	主な対象
1	新型コロナウイルス感染者数の推移	2	全施設
2	施設で行う普段の感染対策	3	全施設
3	新型コロナウイルス感染症を疑う場合		
	(1) すみやかに感染症対策の開始	4	全施設
	(2) 医療提供体制の確認・調整	5	入所系施設
	(3) サービス提供体制の確認	6	通所系施設 訪問系施設
	(4) 感染症法上の位置づけ変更について	7	全施設
4	その他の感染症を疑う場合	8	全施設
5	保健所への連絡方法	9	全施設

岡山市保健所 感染症対策課

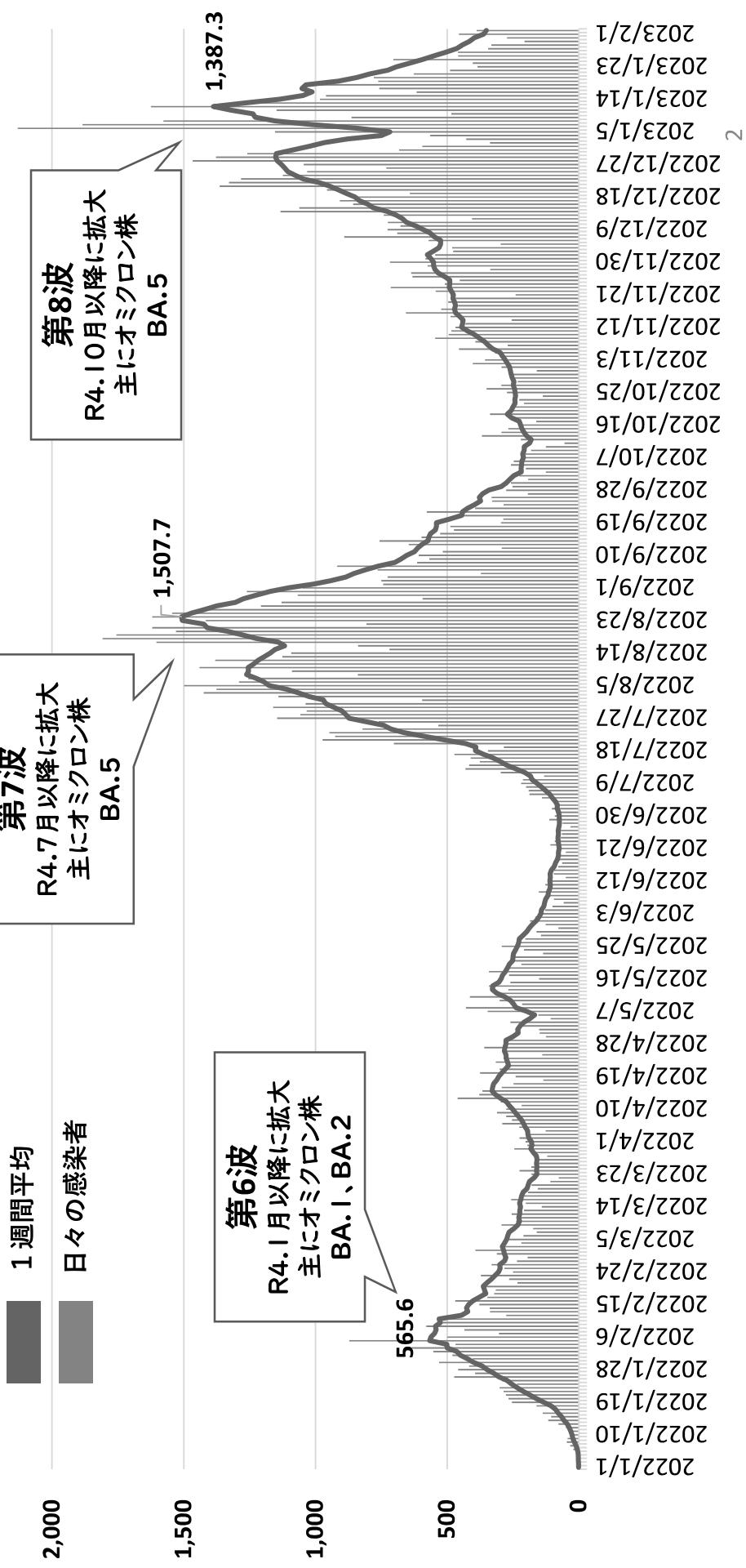
令和5年2月10日作成

Ⅰ.新型コロナウイルス感染者数の推移<発表日別>R4.1.1～R5.2.1現在
※令和4年9月27日以降は、岡山市保健所管内の医療機関からの発生報告数

令和5年2月10日現在、第8波はピークアウトしていると考えられます。

(ノ)

2,500



2. 施設で行う普段の感染対策

(1) 利用者の健康観察

- ・毎日の健康観察（軽いかぜ症状や倦怠感などにも注意）
- ・体調不良時のサービス利用の見合わせや隔離、早期受診



■介護現場における（施設系 通所
系 訪問系サービスなど）感染対策の
手引き第2版 | 厚生労働省

(2) 職員の健康観察と勤務

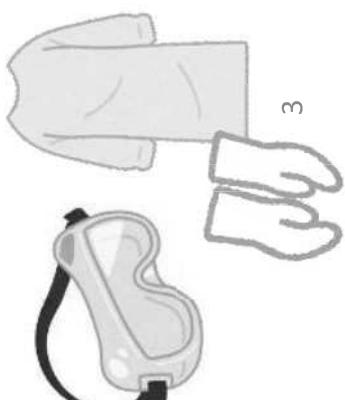
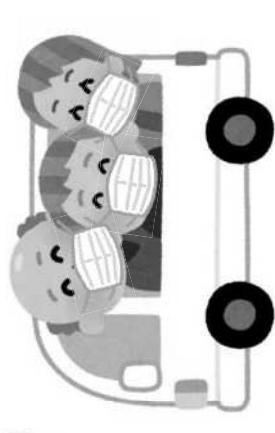
- ・毎日の健康観察（軽いかぜ症状や倦怠感などにも注意）
- ・体調不良時には出勤を見合わせることや医療機関への受診を勧奨
- ・咳エチケット・手洗いの励行



<https://www.mhlw.go.jp/content/000000000104800.pdf>

(3) 飛沫感染対策

- ・送迎時の車内換気、マスク着用（発話の制限、外気導入）
- ・職員休憩室や喫煙室の感染対策（黙食・食事休憩のシフト化など）
- ・飛沫が飛び込む危険な介助（口腔ケア・食事介助）での目の防御（フェイスシールドやゴーグル）
- ・施設内の換気に留意



(4) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の実施

- ・体液（血液・だ液など）、おう吐物、糞便、粘膜面や発疹や発疹のある皮膚等に接する際は、手袋や必要に応じてゴーグルやガウンを着用し、手袋を外した後は丁寧に手洗いを行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症を疑う場合

(1) すみやかに感染対策を開始

①マスクの装着確認

- 高機能マスクについて
マスクを顔にフィットさせて隙間をなくすよう着用する。

● い。まよはるを著性鳴鳥の機械を接すケアをすすめます。

認証する。
場所を管轄する。
保有する。

2 氣

- ・ 空気の入口(吸気口)と出口(排気口)を意識して、空気の流れを作る。
 - ・ 二酸化炭素濃度計を購入し、定期的に測定する。

③顔接近危険予知(KKY)

- 人から人へ飛沫感染が広がる危険性が高い介護場面を認識し、リスク回避する方法やリスク低減の工夫を考え実行する。

例) 顔と顔が近づく場面では、できるだけ飛沫のかかりにくい(斜め後ろなど)に立つ。
介護度が高い方の移乗は、スタッフ2名以上で行い、職員と利用者の密接を回避。

適切な感染予防行動が「習慣となる職場環境づくり」をお願いします。

■コロナ陽性者が施設療養することになった施設職員の方へ



■コロナ陽性者が施設療養する

こどになつた施設職員の方へ

① アスクの装着確認

マスクを顔にフィットさせて隙間をなくすよう着用する。

高機能マスクについて

用能マスクを着て、直接接觸する場合に高圧性をもつてます。

認証する。
場所を管轄する。
保有する。

2 氣

空気の入れ口(吸気口)と、空気の流れを作ることで、意識を排気口

・二酸化炭素濃度計を購入し、定期的に測定する。

https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000036/3658/03_ri-furetto_masuku.pdf

■ 高機能マスクの使用と保管に

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000036/36581/koukingou>

(2) 医療提供体制について

新型コロナウイルス感染症であっても、入院治療を必要としない場合は施設内療養をお願いしています。

○施設内療養

食思低下に伴う補液、SPO₂低下に伴う酸素投与、重症化予防の経口抗ウイルス薬（パキロビッド・ナパック等）の処方は施設の担当医師、もしくは入所者のかかりつけ医へ相談してください。

○受診・入院が必要な場合

症状悪化に備えて延命治療の希望の有無、コロナの積極的な治療の希望の有無は、家族にかならず確認しておいてください。
保健所に入院調整を依頼する場合、「施設入所者のための基本情報チエックシート」にある“急変時対応”への記載が必須です。

○ADL低下を防ぐ

コロナを契機とする誤嚥性肺炎の併発や既存疾患の悪化（慢性心不全の増悪など）、転倒・骨折、環境変化に伴うせん妄がADLの低下、さらにはQOLに強く影響しています。低下を防ぐための最低限のリハビリを行い、療養後の生活を見据えた対応をお願いします。

(3) サービス提供体制の確認について

感染症患者の受け入れ病床には限りがあり、真に入院治療が必要な方以外は、自宅や施設での療養をお願いしていますが、一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦など、一時でもサービス利用ができないくなれば深刻な影響を受ける方もおられます。

○お願いしたいこと

- ・ 介護認定を受けている高齢者が自宅療養をする場合、保健所や家族等から居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）等に、療養中のサービス調整や療養期間中の見守りをお願いすることができます。
- ・ セルフケア、家族や親族の介護力、インフォーマルサービスの可能性も踏まえて、食事の確保、排せつケア、安否確認など、療養生活を営むための最低限の支援をご検討ください。
- ・ 通所系サービス事業所の利用ができるない場合、通所系サービス事業所の方に、訪問等による代替サービスをお願いすることが必要となる場合もあると思われますので、柔軟な対応をお願いします。

(4) 感染症法上の位置づけ変更について

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、5/8から5類感染症へ移行することが決定しており、医療体制や制度が段階的に変更される見込みです。（詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせします）。
- ・ 5類感染症へ移行してもウイルスの本質は変わらないため、新型コロナウイルス感染症はこれからも定期的に流行をくり返すことが推測されます。
- ・ 感染症患者の受入れ病床には限りがあるため、今後も流行期には、急を要する方や真に医療が必要な方を優先する必要があります。新型コロナやインフルエンザなどの感染症で入院治療が望ましい方であっても、すぐには入院できない可能性があります。
- ・ 業務継続計画(BCP)の一項目として、流行期における医療提供体制はあらかじめ施設の担当医師、もしくは入所のかかりつけ医とよく相談しておくことをお勧めします。

■ 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修 | 厚生労働省



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/kaiyo_koureisho/douga_00002.html

4. その他の感染症を疑う場合

下記のような症状があるものの新型コロナウイルス感染症が否定された場合、別の感染症に罹患している可能性があります。
医師への相談や受診、施設での症状に応じた感染対策強化をお願いします。

発熱

インフルエンザ、誤嚥性肺炎などの疑いがあります。
診断がつくまでは、個室対応で隔離することが望ましいです。



ノロウイルス対策参考資料

■「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」の公表について | 厚生労働省



長引く咳

結核、肺炎などその他の感染症の疑いがあります。
できる限りマスクの着用をお願いしましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000501125.pdf>



下痢・嘔吐

ノロウイルスの疑いがあります。ノロウイルスにはアルコールによる消毒効果が弱いので、感染対策の切り替えが必要です。



①石鹼と流水による手洗いに切り替える。

②環境消毒には、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。



■ノロウイルス対応標準マニュアル
ダイジエスト版 | 東京都保健福祉局



<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/no-ro/files/20170417md.pdf>

